

五泉市村松地区 住居表示導入支援補助金 のご案内

申請
期間

村松地区住居表示実施区域内の事業者を対象に、
住所変更に伴う費用に対し、補助金を交付します。

令和 8 年 8 月 3 日（月）から

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

制度の概要

対象となる費用の例

- 新住所を記載した事務用品等の更新費用
（印、名刺、封筒、領収書等）
- 新住所へ変更するための登記費用

※印の作成や名刺等の印刷は市内業者による
ものとする
（市内業者で対応できない場合は除く）

対象者

- 実施区域内の事業者
- 市税を滞納していない者
- 本補助金の交付を一度も受けていない者

補助内容

- 経費金額の30%(千円未満切捨て)
- 上限100万円

申請方法・必要書類

申請には以下の書類が必要となります。

申請は一度限りです。

（申請する全ての費用を負担してからご来庁ください。）

- 申請書
- 旧住所と新住所の印を押印した書類や名刺等の写し
- 登記した謄本の写し
- 補助対象額の内容がわかる領収書の写し

お問い合わせ・申請窓口

五泉市役所 村松支所 地域振興課 地域振興係
TEL 0250-58-7181

受付時間：平日 8：30～17：15